

筑波大学学術機関リポジトリへの登録手続に関する実施要項

平成22年 7月 7日
附属図書館長決定

改正 平成27年 11月19日

改正 令和 7年 3月19日

(目的)

- 1 この実施要項は、筑波大学学術機関リポジトリに関する要項（以下「要項」という。）第7項の規定に基づき、筑波大学学術機関リポジトリ（以下「つくばリポジトリ」という。）における教育研究の成果物及び研究を通じて収集・生成されたデータ（以下「成果物」という。）の登録手続に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(著作物の利用許諾等)

- 2 登録を希望する者（以下「登録申請者」という。）は、その成果物が著作物である場合、著作権法（昭和45年法律第48号）上の複製権及び公衆送信権の行使を、附属図書館に対し認めるものとする。

(登録の申請)

- 3 登録申請者は、電子メール、Web フォーム又は登録書等により、次の各号に掲げる内容を附属図書館に申し出るものとする。
 - (1) 登録申請者氏名及び登録を希望する成果物の電子的複製（必須）
 - (2) 登録を希望する成果物の出典に関する情報（必須）
 - (3) 登録を希望する成果物のキーワード、解説等及び登録申請者が資料と併せて公開を希望する情報（任意）

(登録及び公開に係る支障がないことの確認)

- 4 登録申請者は、登録を希望する成果物が筑波大学オープンアクセス方針の対象に含まれない場合、登録及び公開に係る支障がないことを自身の責任において確認した上で、前項の規定に代えて所定の登録申請書にて登録及び公開を附属図書館長に申し出るものとする。

(非公開及び削除)

- 5 登録申請者は、登録された成果物の非公開又は削除を希望する場合は、理由を付して附属図書館長に成果物の非公開又は削除を申し立てることができる。

(非公開及び削除の通知)

- 6 附属図書館は、要項第9項の規定に基づき登録された成果物を非公開又は削除した場合は、登録申請者にその旨を通知するものとする。

附 記

この実施要項は、平成22年 7月 7日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 記

この実施要項は、平成27年11月19日から実施する。

附 記

この実施要項は、令和7年4月1日から実施する。